

可燃ごみ（燃えるごみ）の収集は

1. 収集日 週2回（東側は月・木曜日、西側は火・金曜日）

注）東側とは、県道泉佐野岩出線（旧道）から東側区域（以下「東側」と表記する。）

西側とは、県道泉佐野岩出線（旧道）から西側区域（以下「西側」と表記する。）

収 集 日

週 2 回

東側 月・木曜日

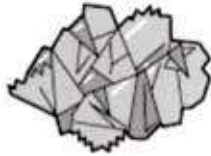
西側 火・金曜日

指定袋に入れて、**収集日当日の午前8時まで**に決められたごみ集積所に出してください。

2. 対象品目



（生ごみ）



（紙くず）



（落ち葉、雑草、^{せんてい}剪定くず、木くず）

※ ^{せんてい}剪定くずは、木の葉及び直径2 cm未満で指定袋に入る木の枝、木くずは、厚さ2 cm未満で指定袋に入る木片等のことを指します。

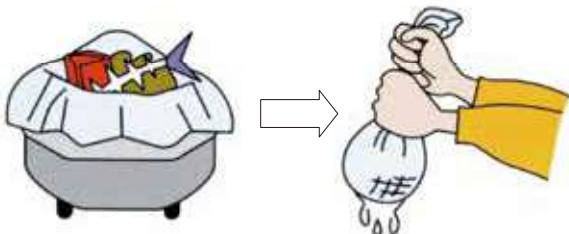
※ 可燃ごみの対象品目の主なものを例示します。

- ア. 生ごみ、落ち葉、雑草、^{せんてい}剪定くず（直径2 cm未満で、指定袋に入る大きさのもの）
- イ. 木くず（厚さ2 cm未満で、指定袋に入る大きさのもの）
- ウ. 紙くず、食料品等を包装していたもので、汚れた包装紙など
- エ. ペットボトル・マークの入っているプラスチック製容器包装類で汚れの落ちないもの
- オ. マークの入っていない小型のプラスチック容器、フィルム包装
- カ. 布くず、布きれ、タオル、ハンカチ、ネクタイ、靴下、下着
- キ. 使い捨てライター（中身は必ず使い切ってから出してください。なお、金属製のものは不燃ごみで出してください。）

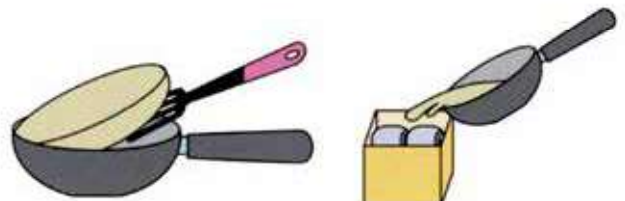
※ 資源ごみであっても、汚れのひどい場合は、可燃ごみで出してください。

3. 出す時のマナー

①生ごみは水を切ってください。



②食用油は、固形化または紙などにしみ込ませて出してください。



4. 可燃ごみで収集できないもの

- ① 剪定木、幹等の雑木
(直径 2 cm 以上のもの)



- ② 大型のプラスチック容器、ビデオテープ、おもちゃなどは粗大ごみで出してください



5. 出すときにまもってください

- ① 指定袋に入れて、**収集日当日の午前 8 時まで**に所定の場所に出してください。
- ② 不燃ごみ、粗大ごみを絶対に混入しないでください。(施設・設備等が破損する原因になります。)
- ③ 爆発性・引火性・有毒性のあるものなど収集業務に危険を及ぼすおそれがあるものは、出さないでください。

6. できることから始めよう ごみの減量化、再資源化を！

- ① 買い物時には、マイバッグを持参しましょう。
- ② 買い物は計画的に、無駄なものは買わないように心がけましょう。
- ③ 必要以上の包装は、断りましょう。
- ④ 食べ残しのないように、調理方法やその量を工夫しましょう。
- ⑤ 生ごみの資源化に取り組みましょう。
市では、生ごみを堆肥化する処理容器や電動処理機を購入される方に、補助金制度を設けています。
くわしくは、生活環境課までお問い合わせください。

7. よくあるQ & A

Q 1 落ち葉、雑草、剪定くず(直径 2 cm 未満で、指定袋に入る大きさのもの)、剪定木等はどうすればよいのですか？

A 1 剪定くずは、十分に乾燥させてから、指定袋に入れて出してください。
なお、剪定木(直径 2 cm 以上の枝、幹等)については収集できませんので、直接岩出クリーンセンターに持ち込んでください。

Q 2 日曜大工等で出る木くず(厚さ 2 cm 未満で、指定袋に入る大きさのもの)、余りの木片はどうすればよいのですか？

A 2 木くず(直径または厚さ 2 cm 未満)は指定袋に入れて出してください。直径または厚さ 2 cm 以上の木片は粗大ごみで出してください。

Q 3 なぜ、生ごみの水切りが必要なのですか？

A 3 収集時に水が垂れて困るためです。また、水分が多く含んでいると燃えにくく、燃料費が余計に必要となるためです。

Q 4 可燃ごみに鉄類等の不燃ごみが入っているとどうなりますか？

A 4 施設・設備の損傷等の原因になり、修繕するための無駄な経費の出費となります。

Q 5 パソコン用プリンターのインクカートリッジはどうすればよいのですか？

A 5 可燃ごみでも収集できますが、できる限り電気店の回収ボックスに出してください。